

東久留米市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、東久留米市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、東久留米市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、東久留米市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1. 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示
2. 評価点項目
 - ① 二酸化炭素排出係数
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第5条 東久留米市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別紙「東久留米市環境に配慮した電力調達契約評価基準」(以下、「評価基準」という。)により算定し、その評価点等を別添様式第1号に記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、小売電気事業者から提出された様式第1号の内容を確認し、評価の結果について、様式第2号により小売電気事業者に通知する。

(入札参加資格)

第6条 東久留米市が行う電力調達契約の入札に係る入札等参加資格は、別表に定める評価基準により、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ環境評価項目の評価点の合計が70点以上であることとする。

(方針の見直し)

第7条 本方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、総務部管財課において行う。

付 則

この方針は、平成23年12月 1日から施行する。

付 則

この方針は、平成30年11月 1日から施行する。

付 則

この方針は、令和 元年11月 1日から施行する。

付 則

この方針は、令和 2年10月 1日から施行する。

付 則

この方針は、令和 4年 1月 5日から施行する。

別 表

東久留米市環境に配慮した電力調達契約評価基準

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示

経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 評価点項目及び評価点

評価点項目	区 分	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.000以上0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上0.550未満	35
	0.550以上0.575未満	30
	0.575以上0.600未満	25
	0.600以上0.690未満	20
	0.690以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	7.50%以上	20
	5.00%以上7.50%未満	15
	2.50%以上5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。
（算定方式）

前年度の未利用エネルギー活用状況（%）＝（前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）÷前年度の供給電力量（需要端））×100

（注）「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。）をいう。

- （1）工場等の廃熱又は排圧
- （2）廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

- （3）高炉ガス又は副生ガス

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- （1）未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- （2）未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値（単位は全てkWh）をいう。

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の

算定に用いたものに限る。)

④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑥ 前年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)
÷⑥×100

1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需要逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。